

★令和9年度住民税・令和8年分所得税の主な税制改正

		改正内容
給与所得控除 (最低保障額)		65万円 → 74万円
基礎控除	住民税	改正なし (最高43万円)
	所得税	最高95万円 → 最高104万円
扶養親族等の所得要件		所得58万円 (給与収入123万円) → 所得62万円 (給与収入136万円)

★非課税基準と扶養親族等の所得要件(給与収入のみの場合)

			改正前 令和7年1月～12月の収入	改正後 令和8年1月～12月の収入
非課税基準 (※1)	森林環境税 (年税額1,000円)		106.5万円 (所得41.5万円)	115.5万円 (所得41.5万円)
	住民税	均等割額 (年税額4,500円)	107万円 (所得42万円)	116万円 (所得42万円)
		所得割額 (所得と控除に応じて増減)	110万円 (所得45万円)	119万円 (所得45万円)
	所得税		160万円 (所得95万円)	178万円 (所得104万円)
扶養親族等の所得要件	配偶者控除・扶養控除 (税法上の扶養(※2))		123万円 (所得58万円)	136万円 (所得62万円)
	特定親族特別控除(※3) (19歳以上23歳未満)		123万円～188万円 (所得58万円～123万円)	136万円～197万円 (所得62万円～123万円)
	配偶者特別控除(※3)		123万円～201.5万円 (所得58万円～133万円)	136万円～207万円 (所得62万円～133万円)

(※1) 扶養人数や本人控除(障がい、ひとり親など)の有無によって異なります。
(※2) 社会保険における扶養については、お勤め先の会社規模やその他の条件によって基準が異なりますので、詳しくは、扶養する方が加入する健康保険組合などにお問い合わせください。
(※3) 配偶者や特定親族の収入が増えるにつれて控除額は段階的に減少します。

★よくある質問

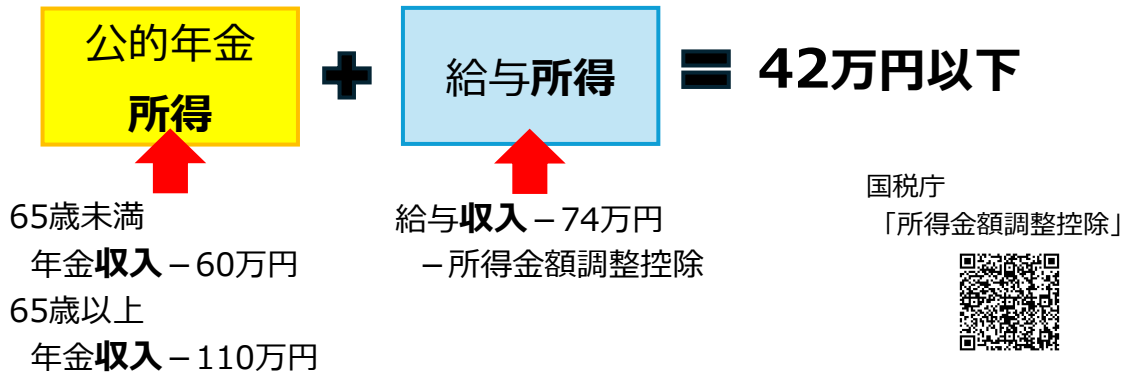
Q 1 103万円の壁とは何ですか？

A 1 103万円の壁とは、令和6年分までの給与収入において**所得税が発生する基準の金額**のことでしたが、現在は税制改正により**段階的に金額が引き上げられています**（表面参照）。

 103万円の壁 ➡ **178万円の壁**

Q 2 公的年金収入と給与収入がある場合、給与収入をいくらまでにすれば、非課税になりますか？

A 2 公的年金**所得**と給与**所得**の合計が42万円以下であれば非課税となります。



Q 3 扶養控除の適用は、いつからいつまでの所得で判定されますか？

A 3 **前年の1月1日から12月31日まで**の所得で判定されます。

Q 4 仕事を退職（休職）した場合は、いつから扶養控除の適用がありますか？

A 4 12月31日時点で扶養控除の対象である場合、**住民税については、翌年度の課税分から適用**となります（年度途中からの適用ではありません）。

Q 5 特定親族特別控除や配偶者特別控除に該当する場合も扶養親族として適用されますか？

A 5 合計所得金額に応じて控除の適用はありますが、**税法上の扶養親族とはなりません**。
そのため、扶養者の障害者控除の適用や非課税判定時の扶養人数の対象にはなりません。

★参考

I 財務省
「税制改正の概要」



II 総務省
「税制改正（地方税）」



III 春日井市
「令和8年度税制改正の主な内容」



問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目4番地
市民生活部市民税課（市役所2階）

TEL 0568-85-6094